

千代田町障害者優先調達推進方針

平成28年8月1日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要事項を定める。

2 適用範囲

この方針は、本町の全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設のうち物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労継続支援、就労移行支援、生活介護を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がいの雇用者数が5人以上
 - ② 障がいの割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1)物品

- ア 食品類（パン、クッキー、コーヒー等）
- イ 印刷物類（名刺、シール、チラシ等）
- ウ 日用品類（布製品、木工品、陶器等）
- エ 農作物類（花卉、野菜等）
- オ その他、障害者就労施設等が提供可能な物品

(2)役務

- ア 施設・公園等の除草、清掃作業や資源回収等
- イ 軽作業（袋詰め、封入、包装等）
- ウ クリーニング、リネンサプライ
- エ その他、障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の目標

調達目標を、次のとおり設定する。

前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

6 調達の推進方法

(1)この方針の担当窓口は、住民福祉課とする。

(2)住民福祉課は、障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、これらの情報を基に各部署に対し情報を提供する。

(3)各部署では、障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適切な執行に配慮しつつ、調達の推進に配慮するよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1)この方針を策定又は見直しをした場合は、町ホームページ等により公表する。

(2)調達実績については、概要を取りまとめ町ホームページ等により公表する。